

平成29年度 第3回  
ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会 議事概要

## 1. 開催日時等

日 時：平成30年3月14日（水） 14：00～16：00  
場 所：中央合同庁舎第3号館 4階 総合政策局局議室  
委員長：坂村 健 東洋大学 情報連携学部 INIAD 学部長  
委 員：竹中 ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長  
古屋 秀樹 東洋大学 国際地域学部 教授  
森 亮二 弁護士、国立情報学研究所 客員教授

行政側出席者：国土交通省 技監

政策統括官、大臣官房、総合政策局、国土政策局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、港湾局、航空局、観光庁、  
国土技術政策総合研究所、国土地理院

オブザーバー：東京都 都市整備局

事 務 局：国土交通省 政策統括官付

そ の 他：会津若松市総務部情報政策課、姫路市都市局交通計画室

## 2. 委員からの主な意見等

平成29年度第3回の委員会では「平成29年度の実施状況」「関連する取組」「その他」について審議を行った。

### (1) 平成29年度の実施状況

#### ① ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた取組の概要

・特になし

#### ② オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業

##### ● 現地事業の成果

##### ➤ 会津若松市

- ・データの利活用に関して、地元の大学やベンチャー企業からどのような意見が示されたのか。
- ・歩行空間ネットワークデータは主要な道路のみを対象として整備されたが、データの利活用の点から整備範囲をどのように考えているのか。
- ・「福祉マップ」(アプリ)について、どのような経緯で開発されたのか。また、同様の取組を横展開する際にどのような点が必要か。

##### ➤ 姫路市

- ・ユニバーサルマップはどのような経緯で作成されたのか。
- ・データのメンテナンスの前提として、データ整備に要するコストの概算はどの程度か。
- ・データの利活用を民間企業に働きかける場合、サービスの有償・無償やサービスの内容についてどのように考えているのか。また、自治体自らサービス提供を行う可能性はあるのか。

##### ➤ その他

- ・官民データ活用推進基本法に基づいて自治体がオープンデータ化に取り組む際、歩行

者移動支援施策をテーマとして選択してもらうため、どのような点が必要と考えられるか。

- ・データ仕様の標準化については、標準化そのものだけでなく、仕様を標準化しようとする意義が重要。また、データ仕様が明確な形で開示されればコンピュータでデータ変換ができるので、標準化される前であってもオープン化を進める方がいい。

- **ガイドラインの改訂**

- ・個人情報保護法の改正が、本プロジェクトにどのように影響すると考えられるか。
- ・普及展開に向けて、ガイドラインの策定と併せて、デベロッパーサイトや問い合わせ窓口を設けることも重要ではないか。

- ③ **持続可能なデータ整備・更新に関する検討**

- ・多様な主体の参画を促す上では自治体の役割は大きいものの、多様な主体が直接サービス提供を行う民間事業者等と直接つながっていくことも考えられるのではないかと。また、自治体だけでなく、民間事業者への働きかけも必要ではないか。
- ・「多様な主体」について、より好感のもてる表現を考えるとよいのではないかと。
- ・今後、「個人情報」への配慮について検討する際、個人情報の概念を整理するとともに、主体によって適用される法律等が異なる点に留意が必要である。
- ・通れたマップ実証実験では、車いす使用者が参加し、また、アンケート結果では投稿のインセンティブとしてゲーム性よりも自らの役に立つということを重視されており、今後の取組に期待を持てる結果が得られたのではないかと。

- ④ **その他の取組**

- ・特になし

- ⑤ **今年度の成果及び来年度以降の取組**

- ・特になし

- (2) **関連する取組について**

- **3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発プロジェクト（国土地理院）**
  - ・パブリックタグでは、サービス事業者はタグの情報を活用してサービス提供し、また、利用者は携帯端末の Bluetooth 等をオンにしていればスマートフォン等の設定にかかわらず事業者が位置情報を取得されることになるのか。
- **高精度測位社会プロジェクト（国土政策局）**
  - ・本プロジェクトの普及のためには、外国人旅行者の旅行前のプランニングに活かせるような取組が行われるとよいのではないかと。

- (3) **その他**

- **バリアフリー法改正等の概要（総合政策局）**

- ・バリアフリー法に基づき国への報告について、地図的な情報とし、また、電子化して公開されるとよいのではないかと。
- ・ハード・ソフトの計画策定が盛り込まれたが、計画の実効性の確保が重要である。
- ・自治体におけるバリアフリーマップの作成が、官民データ活用推進基本法とバリアフリー法の両方に対応した取組となれば、取組の加速が期待できるのではないかと。

以上